

<<岡本会計事務所より補助金制度のお知らせ>>



平成25年度補正予算案事業



事業革新を
行うみなさま

ものづくり・商業・サービス補助金
中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業

試作品・新商品・新サービス開発や生産プロセスの改善などに使えます。

- ① 試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入を行うみなさま
- ② 金融機関から借入を行い老朽化に対処した大規模設備投資を行うみなさま
- ③ 取引先の事業所の閉鎖・縮小の影響を受け、設備投資等を行うみなさまにご利用いただけます。

通常で **1,000万円の補助(補助率:2/3等)**が出ます。

- ・試作品・新商品・新サービス開発に係る経費(原材料費、機械装置費、人件費等)に使えます。
 - ・特定分野(医療・環境・エネルギー分野など)への投資に対しては、補助上限を引き上げた**1,500万円**の補助が可能です。
 - ・小規模事業者のみに利用可能な特別枠(**700万円**の補助)があります。
 - ・中小企業・小規模事業者が連携して試作品等を開発する取組では企業数に応じて(5社を上限)補助上限を引き上げます。
- ※ ものづくり・商業・サービス分野のいずれの分野でも補助上限や補助率については同じ取扱い。また、補助金の採択にあたっては、賃上げ実施企業を優先的に採択します。

平成25年度補正予算事業



創業をめざす
みなさま

創業補助金
創業促進補助金

地域の活性化や海外需要の獲得を目指す創業(第二創業含む)への
チャレンジを支援します。

○認定支援機関たる金融機関または金融機関と連携した認定支援機関に、事業計画の実効性等が確認されている必要があります。

店舗借入費や設備費等に対して、**最大200万円補助(2/3)**します。

○事業費や販路開拓に係る費用のほか、認定支援機関による事業計画の実施に係る経営支援に対する謝金等も補助対象となります。

※第二創業とは、既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。先代経営者は代表者を退任することが必要になります。

ものづくり補助金 : 公募締切 2014年5月14日 (2次公募は夏実施予定)
創業補助金 : 公募締切 2014年6月30日

上記の補助金は「認定支援機関」の確認・支援、事業計画書の策定等が必要となります。
岡本会計事務所は「認定支援機関」に認定されています。

興味がございましたらお気軽にお問い合わせください。

※事業計画書等の作成に時間を要しますので
興味があればお早めにお問い合わせください。

税理士法人岡本会計事務所
TEL : 06-6336-1088
FAX : 06-6333-4919
担当 : 藤森